

総務委員会

平成30年10月2日（火）

午後10時00分～午後4時32分

議会第1会議室

【出席委員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、  
重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】松尾和男委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

畑瀬副市長

- ・総務部 池田総務部長
- ・地域振興部 古賀地域振興部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○山下伸二委員長

おはようございます。ただいまより総務委員会を開会いたします。

まず、松尾委員が欠席されるという連絡が入っておりますので、報告しておきます。

それから、マスコミのほうからテレビカメラの撮影の申し出がっておりますけれども、許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、撮影許可いたしますので、どうぞ。

それでは、昨日、資料請求しておりました資料がただいまお手元のほうに提出されておりますので、この資料につきまして執行部のほうから補足の説明がありましたら、説明をお願いしたいと思います。

○樋渡財産活用課長

まずは提出がくれましたこと、大変申しわけなく思っております。

当方で大分資料のほうを、パソコンの中に入れていたデータは破損してしまっていたという事情で復旧できないかということも試みましたが、ちょっと難しいということで、施工者のほうに図面があるということで確認して、取り急ぎ用意をいたしました。よろしく願いいたします。

○山下伸二委員長

この設計図の中身については、特に補足の説明はないですね。

今、見られていると思いますので、5分ぐらい時間をとりましょうか。

(発言する者あり)

見てもわかりませんか。

○野中宣明委員

まず整理して言いますけど、データが破損したということなんですけど、もう少し詳しく教えてもらっていいですか。どこに保存していて、紙書類で保存していたのか、データで保存していたのか、その保存方法と、どのデータがどういうことで破損したのか、まず、状況から教えてください。

○財産活用課施設営繕係長

データの保存状況と、その破損したデータということなんですけれども、その分につきましては、私のデスクトップ上、パソコン上に保存していた資料でございまして、そのデータ自体が、当然、原因となるものがあったわけなんですけれども、それから書きかえ、修正、当然、設計発注までの図面に書きかえしていたものが、きちんと保存していたんですけれども、前段の状況に戻っていたという状況になります。保存したのは間違いなかったですし、何回か開いて当然業者に出したりとかもしているんで、その部分のデータ復旧ができないかと、うちの情報部門とヘルプデスクという情報システム課のほうにいらっしゃる業者のほうにも確認をとったんですが、1カ月ぐらい前までのデータしか復旧ができないというふうなところでして、その分で昨日、このデータをお出しすることができなかったという状況になります。

○野中宣明委員

通常の方法は、そういう形でやられているのが通常なんですかね。まず、財産活用課のみなのか、庁内全体がそういう保存になっているのか、知る限りで結構ですので、教えてください。

○財産活用課施設営繕係長

当然おのおの管理の仕方はあるとは思いますが。私が今回行った分については、設計変更の書きかえとか、そういうふうなものもしあればということでデスクトップ上に残しておいて、当然、共有サーバーなりCD-Rなりに落としてきちんとデータ保存をしておけばよかったんですけども、そこをちょっとしそびれていたという状況になります。本来は共有ファイルに入れられるものが多いとか、そういうふうな形で管理をされているというふうには思います。

○野中宣明委員

いわゆる庁内で共有できないと、これは公文書ですから、公の文書の管理のあり方というのが問われる話になってくるんですね。なくしたからといって、それでよしとするということはまずあり得ない話ですから、そこら辺の公文書のあり方というのがどうかなというので、今、物すごく——どうかなどころではないんですね。

だから、そういう意味で、池田総務部長、こういう状況は御存じだったんですか。

○山下伸二委員長

要は保管方法がそうになっていたということを御存じだったかということですかね。

○野中宣明委員

いや、こういうデータが紛失してなくなっていたということは、この決算委員会にならなかったらそのことは出てこなかったじゃないですか。だから、こういう問題が実際あったということは、これは庁内では情動的にどういう共有をされたんですか。総務部長、御存じだったんですか。

○池田総務部長

データが壊れて復旧できないというのは、この件が起きてから私は報告を受けました。

○川原田委員

今回は担当の部長だけがそういう管理の仕方、全体的にどうなのかなど。というのは、私たちの同僚議員の池田議員がこの公文書の管理についてはずっと一般質問等でもやっていますよね。ですから、今回は担当者だけのデータ管理のミスなのか、全体的にそういうのが施されているのか、部長よろしいですか。

○池田総務部長

データの管理、データで管理する、紙で管理する部分、いろいろあると思います。保存年限とかも文書管理規程で規定されておりますので、全庁的にはそれを遵守して施されているものと。今回、データが壊れて復旧に手間取ったところがありますけれども、基本的には保存年限の保存は遵守されていると考えております。

○川原田委員

いや、私はそのデータの管理とかなんとかはよくわかりませんが、できた段階ですぐデータを保存するとか、そういうことはやられていないんですか。

これは繰り返しになりますけど、同僚の池田議員が再三にわたってこの公文書の管理については質問等やって、議会の中での質問に対して全然改善もされていない、遂行もされていないということになりますと、私はこれは大きな問題になってくると思うんです。ですから、よくわかりませんが、図面ができた段階ですぐ保存するとか、そういうことはやられていないんですか。

○池田総務部長

今回も図面ができた時点で保存しているんですけども、その後、データのクラッシュでデータが壊れたというところがございます。保存は確実に全部しております。

○川原田委員

保存はしたということですから、してあるでしょうけれども、それが使えないということになると全く話にならないのかなというふうに思いますし、もう一つ、この図面を見させていただいて、図面がどうこうというのは私は詳しくわかりませんが、でも、ここに日付も何にも載っていませんよね。こんなので通用するんですかね。いつ作成したと

かですよ。その辺どうなんですか。これは4枚とも日付の欄が空欄になっていますけれども。

○樋渡財産活用課長

通常、図面一枚一枚に日付を入れることは今行っていません。

○川原田委員

今行ってないということは、前は行っていたんですか。じゃ、何で今は入れなくなりましたか。理由は。

○樋渡財産活用課長

今と言いましたけれども、私も大分設計から離れておる期間が長過ぎるのでちょっとあれですけども、昔から図面一枚一枚には記載はしてありませんでした。今というのはちょっと間違いです。

○山下伸二委員長

ここの設計図の右下に日付を入れる欄がありますよね。これは何の日付を入れる欄なんですか、そもそも本来は。右下、平成何年月とありますよね。ここは何の日付を入れる場所なんですか。

○財産活用課施設営繕係長

本来は図面作成日を入れる日になっています。

○山下伸二委員長

図面作成日を入れるような書面になりながら、それを、今、佐賀市としてはほかの設計に関しても設計図をつくった日付は入れていないということによろしいんですか。今の課長の説明はそれによろしいんですか。

○樋渡財産活用課長

そのように思っております。

○千綿委員

済みません、そもそも論からいきます。これで全部ですか。いや、これで全部なんですか、設計図。これで見積もりを頼まれたという理解でいいんですか。

○池田総務部長

一応これで図面は全部です。

○千綿委員

再度、一番最後にシャワーの改修のところが載っていますが、これも一番最初からやられているんですか。最初、設計変更してシャワールームを改修したと言われましたよね。いや、だから、そこはちゃんと、シャワールームは最初じゃないですと言われればまだわかるんですが、一番最初にこれを出されたというのは、一番最後はシャワールームがついていますけど。その説明がなかったら、最初からあったというような感覚に私たちはなるんですよ。ちょっとそこをもう一回。

○財産活用課施設営繕係長

済みません、図面をいただきに行った業者の中で、図面の整合性というか、取り急ぎという言い方もいけないですけども、大急ぎでいただいてきた部分もありまして、設計の最後の分がどうもこれはついていたみたいで、申しわけございません。

○山下伸二委員長

最後の分は、シャワールームの件は設計変更したときの図面ということですか。一番最後にトイレ改修とありますよね。

そいけん、やっぱり図面番号を書くところとか、誰が書いたのかとか日付を書く欄があるのは、後で確認するときに、これがいつつくられたのか、どの時点の委託のときにつくられたのかわからんけんが、ここに日付を書く欄があるんじゃないとですか。それを書いていないから、今、説明をするときに、当初の指示の図面なのか、途中で設計変更があった図面なのかわからんということじゃないとですかね。一番最後の図面は設計変更時の図面ですか。

○財産活用課施設営繕係長

一番最後のほうについているトイレ改修図というのは、当初の発注のときの図面でございます。

○山下伸二委員長

当初の発注ですね。

○財産活用課施設営繕係長

はい。当初発注時は、当然シャワールームのほうは考えておりませんでしたので。

○山下伸二委員長

ああ、これはシャワールームじゃないのか。

○財産活用課施設営繕係長

はい、最初シャワーをする前の、設計変更前のトイレの改修ということですよ。

○山下伸二委員長

わかりました。

○千綿委員

済みません、私の勘違いでした。当初ということでわかりました。

樋渡課長にちょっとお尋ねしますが、技術者の方だと思うんですが、この図面で見積もりは出せますか、正直。済みません、私が単純に見て、例えば、高さとか屋根とかの情報は何も載っていないですね。補強とかも全然載っていないですよ。今、行政の職員から聞いたのは、起案のときは設計図を載せると聞いたんですが、そのとき起案は電子文書で多分回っていると思いますが、それに添付してこのデータは載っているんじゃないですか。ちょっとそこを済みません。

○樋渡財産活用課長

起案のときには図面は添付して通常回すのが普通です。

○山下伸二委員長

このときは添付されたんですか、回されたんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

このときの負担行為の部分には私はなかったんですけども、そのときに図面をつけて回すべきところは失念していたということで確認を、添付していなかったということで。

○千綿委員

済みません、どう改修しますという図面がなくて皆さん承認しているんですか。古賀部長、実際、古賀部長も承認されていますよね。起案のところで、決裁日は同日で承認されているじゃないですか。通常、どう変えると設計図も添付なし、金額の積算根拠はそしたらどうするんですか。例えば、仮に2,800万円かかりますよと、流用のお願いとかされているじゃないですか。そのときに図面なしでオーケーしたんですか。

○古賀地域振興部長

1月5日の起案文のことを言われていると思いますけれども、これは改修をしますという方針決定の決裁だったので、その決裁を受けて、それから設計を起こして、起工ですね、いわゆる工事の起工をしますというのは、担当部署というか、その部分は、例えば、建設部だったら建設部で決裁をとられる。今回は財産活用課だったので、財産活用課、もしくは総務部内で起工の決裁はとられたんじゃないかと思います。

○山下伸二委員長

そしたら、ちょっと確認します。

今、千綿委員が言われた電子決裁へ回すときに、本来この設計図を添付すべきだったのを失念していたと言われましたよね。それでは、本来この図案を添付すべきだった書類というのは、きのういただいた起案文の13ページ、平成30年、これも起案日が1月12日で決裁日が1月12日となっています。これが富士小学校体育館緊急改良工事のためということで2,400万円程度が起案文として回っていますけれども、本来ここの13ページの分につけるべきだったということですか、今の説明でいけば。これは財産活用課ですよ。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

そのとおりです。

○千綿委員

何かずさんですよ。つけるべきところをつけなかった。それで承認いただいているということになるんですか。それで承認された方というのは、それで納得されたんですか。問い合わせとかなかったんですか。例えば、設計図が添付されていないけどという問い合わせはないんですか。いや、ほかの課からですよ。ほかの決裁を回したところから、要するに起案を全部に回すわけでしょう。決裁とるわけでしょう。決裁をおろす立場の方が財産活用課に対して、いやいや、設計データがない、見積もりデータがないんだけどという

問い合わせはなかったんですかと。なかったんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

この起案というか、決裁も急いでいましたので、うちのほうから急いで決裁をお願いしますという問い合わせを逆にうちのほうから依頼して通していただいたという経緯はあります。

○千綿委員

いや、だから、急ぐ急がないの問題じゃなくて、手続の問題を言っているんですよ。あなたが急ぐというのは、それは部長から言われたので急ぐのはわかりますけれども、例えば、そういうときは往々にしてあるわけでしょう。済みません、そのときの決裁をされた方にお尋ねしますが、本当にこの図を添付されていなくて決裁されたんですか、ほかの方は。総務部長は起案側の方なので、決裁をされた方にお尋ねしたいんですが。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

私のほうは、この資料で13ページからついております。その中で、改修工事の設計書ということで各数量とかが書いてある部分がございます。こういったのを見て、私としては積算は適正にされているものだというふうな判断をしたということです。

○千綿委員

そしたら、今からもそれをつけなくていいということになりますよね、逆に。例えば、設計図になくて、見積もりの項目だけ見られるんですか、それでいいことになっているんですか。総務部長、済みません、お尋ねします。起案をするときに、設計図面なしで、材料とかの金額だけでいいんですか。だから、一般論を言っているんですよ。通常もそうだったらいいですよ。通常もそうだったらいいけど、ここだけ急ぐからとか、そういう理由が、何らかの理由があってそれを認められたのか、総務部長どうなんですか。

○池田総務部長

通常は図面もつけて決裁を回すことになります。

○千綿委員

総務部長、依頼がありましたね。起案の決裁のお願いがあって、電話で、急ぐから今回図面はつけていないけどオーケーしてよと、それで了承された——ごめんなさい。あなたは決裁に入っていないね、その当時は。

○山下伸二委員長

13ページを見てください。

○千綿委員

それでいいんですか、システムとして。

○池田総務部長

急ぎの緊急度にもよると思いますけれども、決裁後に図面、遅滞なくつけるというような形ですとかはあるかと思います。

○千綿委員

いやいや、あるかじゃなくて、システム上どうなっているかを聞きたいんですよ。いや、急ぐからということで、それは何でも急ぐでしょう。仕事が遅くなるのはお役所仕事と言うんですよ、皆さん一般市民の方は。あなたたちは急いでいるかもしれんけれども、お役所仕事で遅くなっているということしか言わんわけですよ。それでよかとですか。そういう添付もしていないわけでしょうもん。結局、最後に再送はされましたか。後ほど決裁権者の方にできた図面を送られましたか、副課長。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

最初の図面は送っておりません。後で変更契約とかを行っている分については紙で出している分はあるかと思えますけど、この一番最初の分については失念していたということで確認しています。

○千綿委員

総務部長にお尋ねします。

今、電子決裁になっているわけでしょう。後で紙ベースでやったと言われますけど、それはありなんですか。

○池田総務部長

電子決裁で起案文とかを書いて、図面等は紙でというのはシステム上あります。

○千綿委員

では、その紙がないわけですか。だって、僕たちが審査するときに、あなたは紙ベースで持っていかれたと言うけど、その紙がないわけでしょう。なかったから出なかったわけでしょう。その紙はないんですか、副課長。だから、後で紙ベースで持って回られたわけでしょうもん。

(「今、答弁したやん」と呼ぶ者あり)

今、答弁されたじゃないですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その分については設計変更後の分についてはつけて……

○千綿委員

つけられて、紙ベースで回らされたわけでしょう。それを捨てるんですか、説明した後。いや、データが破損したというのはわかります。壊れたというのはわかります。でも、紙ベースで持って回ったなら、その紙ベースで持ってあった図面があるでしょう。

○山下伸二委員長

ちょっと整理しますね。今、出していただいたこの図面、これを先ほど電子決裁の添付資料としてはつけ忘れたので、後で紙ベースで持って回りましたと言われたんですよ。だから、その設計変更のやつじゃなくて、一番最初のこの図面の件です。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

申しわけございません、私の説明が。私が答えた分については、設計変更後の図面をつけたということで……

○千綿委員

いやいや、だから、設計後でもいいんですよ。出さなかったじゃないですか。設計図を出してくださいとみんな言って、例えば、一番当初のやつは、ごめんなさい、データが壊れていますはわかります。パソコンですから、完璧ではないですから。でも、その紙ベースはあるわけでしょう、設計変更後のやつは。

○山下伸二委員長

ありますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

申しわけございません。きのう伺ったのが、設計変更前の一番当初の分を出してほしいということでお聞きしましたので、その分がデータがクラッシュしてという御説明をして、設計変更後の図面についてはありましたので、昨日の時点でもお出しはできたということになります。

○千綿委員

言われないと出さないんですか。正直、済みませんと、今ある分は設計変更後のしかないですと言われれば、そのとき出せばいいじゃないですか。当初の設計と設計変更後のやつがあって、設計変更前のやつがあったというのであれば何で報告されないんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、私の記憶ではその報告はしたんですけれども、欲しいのは一番当初の図面が欲しいと言われたので、その分の準備をという感じで考えておりました。

○千綿委員

誰かがそう言われたんだったらそれでいいですけど、済みません、樋渡課長にもう一回聞きます。これで見積もりはできますか。

○樋渡財産活用課長

積算書をベースにして、あとは図面で不足分を補っているという考え方であれば……

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

きのうの資料がありますよね。17ページ以降ですね、この分ですよ。17ページ以降ですよ。

○樋渡財産活用課

数量が拾えれば積算は可能だと思います。

○千綿委員

この中に、例えば、電気工事とか型式とか全然ないじゃないですか。仕様書とかいうやつとかがあるわけでしょう。見積もりをとるということは、その型版とかがわからないと

見積もりのしようがないわけでしょう。これに準ずるやつとかいう部分があるじゃないですか。電気工事もしかり。これでできるんですかと、正直。

○樋渡財産課長

実際には現場のほうに行って、これと同等とかいうような言い方でしてきていると思います。

○千綿委員

それは、そういったやり方を今までされているんですか、入札に。そういったやり方で、見積もり合わせとかは2,800万円の仕事をそういうことでされているんですか、通常。

○樋渡財産活用課長

通常は仕様書をきちっとつくって……

(発言する者あり)

○千綿委員

副課長にちょっとお尋ねですが、急いでいると言いましたよね。どういう理由で急いでおられたんですか。誰からの急げという指示があったんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

工事的には平成29年度予算を執行するという考えておりましたので、3月末には検査をとということで、後ろのほうが見えておりましたので、なるべく頭のほうは早くということで考えておりました。

○川原田委員

千綿委員はずっと先に進んでいますけれども、まずはこの設計図で、これが一番当初の設計図ですよ、一番最初の。いつの時点の設計図ですか。

○財産活用課施設営繕係長

済みません、2ページ目以降が当初の設計図となります。1ページ目は業者と、冒頭に説明したと思うんですけれども、持ってきたときに一番最後の図面を持ってきてしまっておりまして、申しわけございません。シャワー室ということが入っているの、そこは一番最後の設計変更後の図面となっております。

○川原田委員

そんなら、それで一番最初に説明しないと、私たちはぱっと見て、あっ、これはシャワー室があるやんと。でも、今までの議論の中でシャワー室はずっと後から使用者が来て急遽取りつけたという説明でしたよね。私たちはそれを信じてずっと議論しながら、さあ、どういうふうな形に持っていくかと。ぽんと出た時点で、これはやっぱり当初からの図面だと思いますよね。1ページ目の左の下のほうにシャワー室整備と載っていますよね。それをまた、いや、これは違いましたと。じゃ、どこを信用すればいいのかと。だから、一番最初に私は言ったように、年月日も何も書いていないと。こんな言い方をしたら大変失礼ですけども、きのう慌ててつくったんじゃないのかと言われても仕方ないですよ、こ

んなのを出示されたら。いかがですか、担当部長。

○池田総務部長

申しわけありません。業者のほうのシステムから引っ張り出してきているものですから、当初に説明しなければいけないところでした。申しわけありませんでした。

○川原田委員

だから、あなたたちね、常に申しわけない、失礼しました、ごめんなさいで済むわけないじゃないですか。ずっと私たちも延長して延長して議論しているわけでしょう。これじゃ審査にも何にもならないと思いますよ。そういうふうな形で発言がどんどん変わっていってしまうと。

じゃ、これは百歩譲って信用しましょう、これだけ違うというのは。でも、資料を提出する際にはこうこうこうですとまず説明してもらわないと。順番というものがあるでしょうが。

その辺、部長はどうかしっかり職員の皆さんに指示とかしてくださいよ。

○山下伸二委員長

きょう、朝一番でこの資料をいただきました。ただ、一番最初の1ページ目の資料については、これは設計変更後の大枠の資料なので、じゃ、この資料はきょうの委員会審査としては提出しなかったということになるんですか。どうなるんですか。ちょっとそこの取り扱いをしておかないと、委員会としての取り扱いがありますので。当初の設計図面を出してくださいという資料請求をきのうしていました。一晩しかありませんでしたから、ばたばたとされたのはよくわかります。ただ、本来出すべきではない資料が一番最初についていたというですね。この資料の取り扱いはどうされますか。

○池田総務部長

申しわけありません。先ほど申し上げたように、1ページ目のほうが手違いで添付されてしまいましたので、1ページ目のほうは破棄していただいて、2ページ目以降を委員会の資料として提出させていただきます。

○山下伸二委員長

確かに時間がなかったのはよくわかります。ただ、これだけ委員会を延長して、そして、これをもとに、きょうまで延長して決算の審査をするという決定を昨日したわけですよ。ここは皆さんで見て、そういった資料の提出間違いないようにしないと、これだけでも30分かかっているわけですよ。ぜひそのところは今後注意をお願いしたいと思います。

○野中宣明委員

まさに委員長が今言われたように、採決が延びています。これは異例中の異例です。そこをわかっておられますか。まず、ここを総務部長お答えください。

○池田総務部長

申しわけありません。木曜日からずっと審議の延長をしていただいています。こちらの

ほうも発言といいますか、資料の下手際ばかりで申しわけありません。この形で2ページ以降の資料ということで今回の審査をお願いしたいと思います。申しわけありません。

○野中宣明委員

図面の請求をしていた関係で申し上げますが、もうこれでは審査できません、はっきり言って。破棄しろとか、あり得ないです。これは一式そろわないと審査ができない状態があります。

それと、これを本当にもともとあった図面なのか、これは考えたくないんですけど、慌ててきのう改めてつくった図面なのか、本当にもともとあった図面と証明できますか。それだけ私たち議会と執行部の関係というのが信頼が物すごく今回の件で損なわれつつあるんですけど、これは証明できますか。本来あった図面ということで。

○財産活用課施設営繕係長

この質問に対しましては、担当者の私が当然つくらせていただいた図面だということで、御信用いただくしかないというふうに思っております。

○山下伸二委員長

そもそも日付が入っておりませんので、これは1月16日でしたっけ、12日でしたっけ、発注のときに、13ページの1月12日に、本来つけるべきだったけれども、添付し忘れたという話だったんですけれども、そのときにつけた、そのままの書類だということを信用していただくしかないという答弁ですけれども、野中宣明委員、それでいいですね。

○富永委員

先ほどの13ページからの起案の添付資料の中に、38ページにこの配置図があるんですけれども、きょういただいた配置図と似ている、同じような感じなんですけど、作成が建築住宅課になっているんですけど、そもそもこの図面ときょういただいた図面の違いというのは何で違うんですかね。

○山下伸二委員長

38ページにA4の平面図がありますね。きのういただいた分です。

○財産活用課施設営繕係長

このときに図面製作はしていたんですけど、配置図だけは添付しなければいけなかったんですけど、その配置図自体は、とりあえず代用という言い方もいけませんけど、建築住宅課の定期点検とかで行われているという図面を活用させていただいていました。

○野中宣明委員

そうすると、建築住宅課の図面は日付が入っていますが、これは何ですか。

○山下伸二委員長

右下に。38ページの図面には、枠内には入っていませんけれども、平成何年何月の下のところに、これは何日ですか。出力日と書いてあるですね。出力日が出るということは、こういったキャドのシステムを使ってプリントアウトするときには自動的にシステム上、

出力した日が出るんじゃないですか。

○樋渡財産活用課長

済みません。ちょっと確認します。

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

先ほどはこの設計図は発注時につくりましたということ信用していただくしかありませんと。じゃ、それは百歩譲って信用するというところで審議していたんですけども、こういったものには日付は通常つきませんと言われた矢先に、この38ページに出力日が出てきたわけですよ。これを添付資料としてつけたときにはつけ忘れた。でも、これを業者に出すときにプリントアウトされたわけでしょう。業者が持っている図面には出力日が当然入っているはずではないんですかね。どうですか。

○樋渡財産活用課長

図面を作成した日じゃなくて、図面をプリントアウトした日の日付が入ると思います。

○山下伸二委員長

だから、これはプリントアウトせずに、じゃ、どういう形で業者のほうに出されたんですか。電子決裁ですから、庁内で回るときには添付し忘れたということでしたけれども、プリントアウトしたときにつかないというのはわかりました。じゃ、業者のほうに委託するときには、このデータはどういう形で添付されたんですか。わかりますか、当時の発注の方法。

○樋渡財産活用課長

もしこれと同じ状況であれば、紛らわしいので消した可能性はあります。

○山下伸二委員長

ちょっと済みません。要はこの信憑性について今議論になっています。ちょっと今の答弁ではとても審査を進めることができません。したがって、この38ページに出ている分ですね、これと、この整合性を確かめるためには、実際に、13ページからの起案文の後に改修工事とか設計書とかあるですよ。多分それをつけて委託されていると思います。その委託された文書全体を出すことはできますか。これをつけた本文も含めて全部一式として。もしこの中にあるのであれば、この中の何ページと何ページを一式として、どういう形で業者のほうに提出したのか、その説明はできますか。

ちょっと30分程度休憩をとりますので、済みません、執行部は、先ほどの、この信憑性を確認するためには、本当にそのときに添付されたものかどうかというものを客観的に見なければいけないです。ですから、もしこれを提出されているのであれば、何ページと何ページとこれをつけて、どういう形で委託業者のほうに回したというのを確認してください。30分時間をとりますので、11時15分に再開しますので、それまで休憩といたします。

◎午前10時42分～午前11時16分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

休憩前をお願いしておりました、きょう提出された設計図がどの書類とどの書類とどの書類に附属して、どのような形で建設会社のほうに、委託業者のほうに行ったのかということについて説明いただきたいと思うんですけれども、文書が重複していますので、昨日提出いただきましたこの資料の中から、何ページと何ページと何ページとこの設計資料が一連の資料ですという説明をいただきますので、これを確認しながらしますので、委員の皆さんはこちらのペーパーを見ながら一連の書類の確認をしていただきたいと思いますので、執行部の説明を求めます。

○財産活用課施設営繕係長

先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

前回御提出させていただいている分の資料の17ページ、18ページは内部資料となりますので、これは出しておりません。

それから、19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、最終ページが29ページまでの、これは内部決裁資料ですので、金額を抜いた資料、金抜きという設計書を業者のほうには出しております。

それと、本日提出させていただきました図面、再三申し上げて申しわけございません、1ページ目は私が間違っって持ってきておりますが、この中で、シャワー室整備という文言は当初入っておりませんでした。その1ページ目から4ページ目といいますか、4枚目までの資料を見積もり徴取時の発注資料としてお出ししております。以上です。

○山下伸二委員長

資料の確認はできましたか。

そしたら、これは17ページの設計書の頭のところにはそれぞれの確認欄がありますね。これは押さずに、この白のままで出されたということですかね。17ページ。

○財産活用課施設営繕係長

決裁文書の紙添付文書の表紙には押印がされたものをつけております。

○山下伸二委員長

いや、だから、その押印された紙文書もあるわけでしょう。それも一連の提出された資料じゃないんですか。それも全で一連でつけてください、提出してくださいというふうをお願いしていたんですけれども、建築業者のほうに出された。先ほど決裁文書のやつには全部押印されていると……

○財産活用課施設営繕係長

業者のほうに提出する際には、うちのほうの押印があるやつを表紙としてはお渡ししておりません。

○山下伸二委員長

していないんですね。

そしたら、日付がいつ出したかもわからない状態で業者のほうには行っているということですか。

○財産活用課施設営繕係長

見積もり徴取の依頼文書をお出しするときのやつと一緒に資料としてお渡しして、いついつまでに見積もりを提出していただきたいという内容で出しますので、日付までは入っていないです。

○山下伸二委員長

それで、今、一連の文書ということですけども、さっき言ったように、どういう形で出されたんですか。電子データですか、それとも紙ベースですか。わかりますか。

○財産活用課施設営繕係長

もうおわかりのとおりというのはだめですけど、図面が完全ではないというのは当然のお話だと思います。

見積もりをとるときには、現地で一回お話をさせてくださいということで、見積り徴取業者のほうにおのおの現地に来ていただいて、実際こういうふうにしたいんですというお話をきちっとさせていただいた上で、図面と金抜き的设计書を渡して見積書を提出していただいております。

○江頭委員

今、財産活用課施設営繕係長は図面が完全じゃないと言われたですよ。それは正直なところでしょう。これは誰が見たって、素人が見たって図面は完全じゃないよねと。公共事業ですよ。それをね——これがあるからということで、現場で打ち合わせ、それはあり得ない話ですよ。完全じゃない図面を出すこと、それをやること自体が考えられん。あなたずっと今までやってきたでしょう、いろんな設計を。本当に小まめに緻密に今までされていたのに、何でこの案件だけこんなずさんなやり方をされるのかわからないですね。今までも本当に財産活用課施設営繕係長の仕事は皆さん結構評価されていますよ。だから、何でこの案件だけがこんな——幾ら急ぐ、このキーワードがみんな急がなくてはいけない。バスケットボールチームの4月発足に向けてというんですけど、それは余りにも理由にもならないですからね、私たちが今まで審議した中で。本当にこのバスケットチームの名前すら、私は川副議員の一般質問で初めて知ったぐらいの状況の中で、これは何回も言っているからもう言わないですけど、今は図面の話ですので、完全じゃない図面を出して、公の仕事はできないはずなんですけどね。

それは総務部長でも責任あるでしょうから、それをどう思われるのか。

○山下伸二委員長

江頭委員がおっしゃるのはもっともだと思います。今、完全じゃない図面で発注したので現地で打ち合わせしたと、そういったことは、もちろん現地での打ち合わせはあるで

しょうけれども、書類の不備を補うような現地での打ち合わせで公共事業を行うことはないですよという江頭委員からの発言だと思うんですけども、何か総務部長としてコメントありますか。

○池田総務部長

おっしゃるように、緊急性のある部分で、現地でその部分を補いながら現地説明を行ったということでございます。本来、もう少し緻密な進め方をしなければいけなかった部分だと思います。再発防止に努めたいと思います。申しわけありませんでした。

○千綿委員

ちょっと素朴な疑問なんですけど、改修ですよ。もともとの設計図は添付されていないんですか。もともとの設計図で、例えば、体育館のどこに電源があって、どこに床の高さが地上から何センチとかいう、もともとの図面があるじゃないですか。もともとの図面も添付せずに、これだけで改修してくださいとやると、その業者というのはもともとの図面が必要になるんじゃないですかね。私、ちょっと素朴な疑問なんですけど。

いや、通常、改修のときに、大もと、つくったときの図面があるわけでしょう。それを出して、例えば、高さが地上何センチですよと。だから、その床面に合わせてくださいとって改修するなら業者もわかりやすいと思うんですけど、もともとの図面は添付されていないんですか。ちょっと質問ですが。

○山下伸二委員長

添付された、ほかにはされていませんか。

○財産活用課施設営繕係長

もともとの体育館の図面の資料添付はございませんでした。

○千綿委員

通常の改修もそうなんですか。

○財産活用課施設営繕係長

通常の改修の場合は、当然、図面があればという言い方もだめでしょうけど、キャド、データで残っている図面であれば当然つけますし、紙ベースで残っている図面でかなり古いと、読み取りも不可能というような図面がもし残っている場合は添付しない状況で出す場合もございます。

○千綿委員

いや、出さないやつもあるということですか。結局、業者はもとの設計図から変更のやつをしていくと思うんですけど、もともとも出さずに、現地を全部はかってやらなければいけなくなるじゃないですか。ここの寸法は大体入っていますけれども、ということは、もともとの設計図があったらすんなりいくんですけど、通常ですよ、通常。もともとの設計図がなくて、この図面で見積もりを出してくださいといったときに、通常より長くかかるでしょう、普通は。担当としてそう思われませんか。

○財産活用課施設営繕係長

当然、設計時に自分たちではかる部分とか、現地確認してからここはこうだよねというふうに設計に反映させる部分と、どうしても自分たちだけではちょっとわかりづらいというときには、業者の手をかりて、ちょっとこういう部分について教えてくださいと言いながら、メーター数とか、そういうふうなやつを出す部分がございます。出したものが設計図書の数量表というか、数量の中になりますので、あとはメーター数とか、そういうふうな部分で、機器が何個とか、そういうふうなところで業者のほうは見積もりをお出しになりますので、基本的には数量がしっかり入っていれば問題はないのかなと。

○千綿委員

いや、済みません、私は素人なんですけど、電気工事とか壁の中に入っているじゃないですか。例えば、ステージを壊しますと。ステージの下に電源が入っているか入っていないか、それは業者が確認するんですか。そうしないと、出せないじゃないですか。メーター数はわかって壁の中まであなた透視できるんですか。そうでないでしょう。もともとの設計図があって初めて——だから、僕が聞いているのは、設計図がある場合の改修の工事と設計図がない場合の改修工事の見積もりは、当然、設計図がない場合は長くかかりますよねと言っているんですよ。私の素人考えなんで。

○財産活用課施設営繕係長

当初の図面がない場合は、当然、設計に長くはかかります。

○江頭委員

耐震のことを伺いたいんですけど、もちろんこの図面に耐震の図面はないですよ。記憶が本当あれなんですけど、木曜日にこの話をしたときに、耐震は、要するに廃校時に、平成26年でしたか、学校教育課として耐震基準を見て、それをもとにこの図面をつくったと言われたんですよ。それは間違いないですよ。

その耐震基準の図面はもちろんありますよね。なかったら、筋交い入れている、現地調査して5本入っていたんですけど、ああいうことはできないですよ。それはありますよね。

○財産活用課施設営繕係長

今さっきのは、教育委員会がされた分の図面、診断されたときの図面があるのかということ——診断業務の書類はあります。

○山下伸二委員長

診断業務の……

○財産活用課施設営繕係長

耐震診断というのは、この建物が地震が起きたときに倒壊等のおそれがない、今回の体育館の場合でしたら屋根の崩落ということになると思うんですけども、そういうことが起こる可能性があるないの診断を実施されたときの書類はあります。

○山下伸二委員長

診断をされた書類はあるということですね。

○財産活用課施設営繕係長

済みません。耐震工事の図面につきましては、図面添付がないですけれども、設計書の中で、先ほど申しました教育委員会の際に耐震診断を行われていまして、筋交い方づえという見ていただいたときにあったような耐震補強の方法なんですけれども、それをやればいだろうという診断が出ておまして、剛ばり、柱のところに鉄骨と柱に補強を入れればいというふうなお話を伺っていたので、その部分については10カ所、両サイドにごさしまして、そこをまず設計の中に反映させていたという状況になります。

○江頭委員

この図面のどこにどういうふうに入れられているんですか。もちろんこの図面の中に耐震の「た」の字もないんですよ。それで、これで開くんですね。

○財産活用課施設営繕係長

お渡ししている資料の23ページ、鉄骨工事というのがございます。1,090キロとか565キロというのが筋交いの方づえという鋼材の部材のキロ数になります。一応こちらのほうで数量的には見ているということになります。

○江頭委員

普通、これだけで業者はわかるんですか。ぱっとこのくらいの筋交いを入れると、それでさっと判断できるんですね、これだけで。

○財産活用課施設営繕係長

現地のほうでお話をさせていただいた分のところも含めて、これでやらせていただいております。

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

ちょっと不規則発言はやめてくださいね。

○江頭委員

これも記憶をたどらなければいけないんですけど、一番最初、先週の木曜日に、耐震基準は相談された。耐震基準について業者に相談されたというのは、施工した菰田建設に相談されたということで理解していいんですね。お互いに現場での打ち合わせの――耐震だけです。耐震の話だけです。現場でそういう耐震の話を施工者の菰田建設とやっただけで、あの工事が進んだということで理解していいんですか。

○財産活用課施設営繕係長

発注時、当然、菰田建設ともお話しして、耐震補強工事がありますというお話をさせてはいただいております。柱とはりのプレートの設置の分があるということで、構造に詳しい設計業者のほうにも一回確認したという状況でお話をさせていただいておりますけれども

も、石橋建築事務所の構造のほうに一回相談だけはさせていただいております。

○江頭委員

その石橋建築事務所とは現地まで行って相談されたんですね。

○財産活用課施設営繕係長

石橋建築事務所のほうもいろいろ業務を持たれていて、富士小学校の図面も持たれていたみたいだったので、そこも含めて一回検討できないかというお話でさせてはいただきました。

○山下伸二委員長

いや、現地で打ち合わせをしたのかどうかです。

○財産活用課施設営繕係長

現地でも一回確認しています。

○川原田委員

今、石橋建築事務所と初めて名前が出てきたんだけど、何でそこにその図面があったんでしょうか。

○財産活用課施設営繕係長

佐賀市では石橋建築事務所はかなり大手の設計事務所となります。いろんなところでそういう業務を手がけられていると思いますので、図面というか、資料は当然お持ちになっている部分もあったんだと思います。

○山下伸二委員長

それは富士小学校の体育館の図面をお持ちだったということですか。富士小学校の体育館の要は建築時の図面か耐震診断されたときの図面をお持ちだったのか、ちょっとそこ。

○財産活用課施設営繕係長

富士小学校全体の図面をお持ちだったということで、その中に体育館の分も入っておいりました。

○川原田委員

どういう理解をしていいのか、ちょっとよくわかりませんが、耐震基準というのはどういうふうな、その石橋建築事務所の説明で納得されて、この前、現地に行ったんですけれども、ああいうふうな形でいいんじゃないかということでやられたということで理解していいんですか。

○財産活用課施設営繕係長

そのように理解させていただいて結構です。

○川原田委員

もう一回聞きます。その数値だけで耐震基準を満たしているというふうに判断されたということですね。

○財産活用課施設営繕係長

構造計算に基づく耐震補強を実施したということです。

○川原田委員

じゃ、そういうふうを受けとめますけれども、この前、ずっと個別に御説明されましたけれども、耐震補強工事の分の費用というのはどこで払っていらっしゃるんですかね。この鉄骨工事の部分に入っているんですか。ちょっと費目を教えていただけますか。

○山下伸二委員長

川原田委員、決算資料の17番の資料の分ですかね。

○川原田委員

はい。済みません。

○山下伸二委員長

川原田委員、17番の議案資料の85ページのところに2款1項8目財産管理費があつて、その中で払っているかどうかという確認ですか。

○川原田委員

はい。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

耐震工事の経費の分がどこに入っていたのかという御質問でよろしかったでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

決算書17番の資料の86ページ、87ページの前のページの財産管理費の15節工事請負費、この中に入っております。

昨日お渡しした、こちらの78ページ分ある資料の23ページの165万2,210円、この中に耐震工事の経費を載せておりますので、こちらのほうの分が経費で払っております。

○山下伸二委員長

ごめんなさい、もう一回。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

23ページの鉄骨工事、この165万2,210円が当初の設計で組んでいた耐震補強の分の工事費になっております。

今言われたのは、全体で2,800万円の工事費をお支払いしていますけれども、その中にこの百六十何万円の分を鉄骨の工事費として入れていたということです。

(「それに入っているということね」と呼ぶ者あり)

はい。

○山下伸二委員長

2款1項8目15節の中に入っているということですね、耐震工事も含めてですね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

はい。

○山下伸二委員長

関連ですか。関連があるので、関連じゃなければ関連を先にどうぞ。

○宮崎副委員長

済みません、耐震の話ですけどね、先日答弁いただいでいて、耐震診断をされたんですかといったとき、そうやって流用してしまいましたという話があったですよね。現地に行って、どうやって耐震基準の確認をしたんですかと言ったら、地元の業者と相談したというふうにおっしゃったんですよ。来てもらって、屋根と接合部分を見なければいかんと、わざわざ出てきてもらっているんですよ。それに対して費用とかそういったものを何か支払いされているんですか。

○財産活用課施設営繕係長

構造に詳しい石橋建築事務所というふうに、地元の業者というか、地元の構造に詳しい業者に見ていただいて、石橋建築事務所に構造計算と、もともと全ての柱に補強しなければならぬだろうと判断していたところではございますが、構造計算に詳しい業者のほうにきちっともう一回確認をとって、最終的な補強をきちっと、確証を持ってやりたいというふうに思いましたので、石橋建築事務所と設計の業務を契約して構造計算をやっていたいでいます。

○宮崎副委員長

その契約は何か契約書とか、そういうのが残っているんですか。

○財産活用課施設営繕係長

はい、契約は行っております。

○野中宣明委員

済みません、一番最初の江頭委員の質問にもう一回振り戻るんですけど、設計図面というのはない、この件に関してはない……

(「耐震」と呼ぶ者あり)

ああ、耐震ね。耐震に関して。だから、石橋建築事務所が持っている図面はあるけど、これに関してはないということでもいいんですか。ちょっと確認。

○山下伸二委員長

再度確認です。

○財産活用課施設営繕係長

発注時の図面にはございませんでした。

○山下伸二委員長

ないということです。

○野中宣明委員

そしたら、金額は出ないですよ。それがないと根拠は出せない、数字として、金額として出ないんじゃないのか。

○財産活用課施設営繕係長

当初、全ての柱に補強する予定だったという部分から、鉄骨柱の大きさとかも、基本これぐらい要するというのが大体あったので、そちらのほうをもとに設計は反映した状態です、設計書にはですね。

○山下伸二委員長

図面がなしに、その判断だけで、設計書のほうには反映させたということですね。だから、図面はないということです。

○野中宣明委員

今、聞いていると、大体とか言われるんですけど、耐震といったのは、これは本当に何かあったら大変なことになります。そういった意味では、大体とか曖昧なことで事を進めたらだめだと思うんですね。

そういうことで、これは危険性の担保といったものはあるんですか。ちゃんととれているんですか。安全性の面で。

○財産活用課施設営繕係長

その安全性の問題ということを当然私どもも考慮しました。そこで耐震補強の設計をきちんと入れたほうがいいだろうということで、石橋建築事務所のほうと契約させていただいて、その計算をきちっとしていただくという状況にしました。

(「設計を追加した」と呼ぶ者あり)

設計を出しました。

○山下伸二委員長

図面はないということです。

○野中宣明委員

本当に聞いているとすごい話ばかり出てくるんですけど、ほかの工事でもこういうことをされているんですか。ちょっと耐震に関して。耐震に関して工事するときには必ず図面をきちっと描いて、そして、それに基づく金額をはじき出して施工してもらう。それで安全を担保するというのが、一般的に考えてそう思うんですけど、ほかの工事でもこういうやり方をやっているんですか、それとも、この事業が異例なんですか。

○財産活用課施設営繕係長

一般的には当然、設計図面も起こしてやられているのが通常だと理解はしています。

今回は、先ほどから取り急ぎとか急がなければいけなかったという部分のところいろいろとちょっと御迷惑をおかけしておりますけれども、一般的な耐震補強のやり方で計算させていただいた状況になります。

○千綿委員

済みません、あなたたちは明許繰越とか、普通に説明されますよね。例えば、3月26日に間に合わなかったら4月に明許繰越という手もあったわけじゃないですか。明許繰越すると議会に報告しなければいけないからされなかったというふうにしかとれんとですよ。

みんな、工事はほかのとも急ぎよるわけでしょう。大体期日までに予定して、でも、それでもできないか明許繰越という方法があるわけでしょう。明許繰越すればよかったじゃないですか。石橋建築事務所に大もとの図面はあったんでしょう。あったんなら、その図面を使って、こういう図面を書き加えてやるというのが本来の姿じゃないんですか。何でこの工事だけ年度内におさめなければいけないという部分で急がれたのか、全くわかりません。普通は明許繰越すればいいじゃないですか。そうじゃないんですか。議会に報告したくなかったからですか。そうとしかとれないんですよ。

今まで3月議会もありました。6月議会もありました。9月議会もありました。今回の決算の中での報告は一切あなたたちからあっていません。隠そうとしているとしか見えないんですよ。そうじゃないですか。明許繰越すればよかったですよ。副課長、違うんですか。明許繰越できない理由があるんですか。議会に説明したくない理由があるんですか。ちょっと答えてください。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

特に議会に説明したくないという理由はなく、年度内で処理したかったという、それだけに尽きると思います。

○千綿委員

そしたら、今後、財産活用課内の工事の明許繰越はないと理解していいですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

いろいろな状況が考えられますので、その状況、状況で明許繰越にしなければならないときは議会のほうへ御相談申し上げて、各事業、事業で考えさせていただきたいと思っております。

○千綿委員

いや、だから、何でこの件だけ明許繰越ができないのかというのが私は不思議でならんわけですよ。皆さんその理由があって、設計図もない。それで業者は大変じゃないですか、逆に。設計図がないのにやらなければいけない。それは発注元から言われればしなければいけないでしょうけど、物すごくタイトな工事じゃないですか。年度末ですよ。菟田建設がどのぐらい仕事を持っておられたか知りません。でも、何か最優先でやっているような感じがするわけですよ。明許繰越して、設計図をちゃんと用意してやれば済むことじゃないですか。この工事だけ急ぐ理由が私には見えません。議会を完全に無視。そして、説明も一切ないわけでしょう。説明があったら不備ばかりじゃないですか。こんなので審査できるわけがないですよ。もう少し考えてから発言していただきたい。

だって、明明許繰越ししない理由になっていないじゃないですか。急ぐ理由は何なんですか。みんなほかのやつも明許繰越をわざとしているわけじゃないでしょう。理由があったわけでしょう。今回、大もとの設計図すらないわけですよ。そして、なおかつこの図面で積算をお願いして、たった何日間ですか。私、業者に聞きました。最低でも1カ月かか

ると、この積算の見積もり。あの2,800万円の工事の見積もりは最低でも1カ月かかると言われたんですけど、どうなんですか、通常は。それでもやられているわけですよ、実際言って。大分無理されたんじゃないかなと私は思うんですけどね。明許繰越してもよかったですわいでしょう。だめだったんですか。みんな明許繰越が今回上がってきているじゃないですか、決算のほかの事業も。何でですか。これだけ明許繰越しなかった理由というのがあるんだったら教えてください。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

特にという理由はなかったです。

○千綿委員

特に理由がなくて急いだんですか。そうなるでしょう、結果的に。それだけを年度末までにおさめなければいけないという部分と、あなたたちが説明してこなかった理由というのが私は見えないんですよ。一切議会に説明されていないじゃないですか。済みませんと謝罪はありましたが、済みませんで済む問題じゃないでしょう。

○池田総務部長

済みません、明許繰越をせずに年度内に終わるように急いだ理由の一つは、バルーナーズが4月から立ち上がって練習を行うということが理由の一つでございます。

○千綿委員

総務部長、そしたら、他の明許繰越されたよんどころなき理由はあったと思います。そこは年度内の明許繰越の名目にならないんですか。

例えば、道路を通す。道路を通すことで市民の利便性は上がるわけですよ、早く通せば。それをあなたたちは、例えば、用地買収ができなかったという理由にするわけでしょう。それは同じことじゃないんですか。それは使う団体がいて、その利便性を考えてというのであれば市道だって一緒じゃないですか。市民の利便性を考えたら早く通してあげたほうがいいわけでしょう。それを明許繰越しているじゃないですか。それは理由になるんですか。

だから、バルーナーズは使う相手のことを考えて、それは当たり前ですよ。当然のことですよ。どの事業もそうじゃないですか。本来は年度内に終わらせたほうが一番ベストなんです。でも、議会にちゃんと説明があって、例えば、地権者の同意がとれなかったとか、そういう主な理由を述べられるわけでしょう。だから、それで納得して、明許繰越もオーケーですねという話になっているわけですよ、議会は。何で今回のことだけ最優先に、社会人バスケットボールチームのことを最優先じゃないですか。さっき言ったように、業者は見積もりだけでも1カ月かかると言っているんですよ。それを、もっと早くから言われていたかもしれませんが、年末をまたいで、その期間でされているわけでしょう。何か業者いじめのようにしか見えないんですよ、正直。都合のいいところは明許繰越。それで、ここだけは、済みません、明許繰越はしませんでした、それはバルーナーズのためで

すという話は通らないんじゃないですか。全体にかかってくるよ、明許繰越の。

あなたたちが言っていることは二転三転するので、本当に信用できません。今後、審査のときに明許繰越、もう根掘り葉掘り聞きますよ。証拠書類を全部出せという話になるんですよ。わかりますか、総務部長。そこを考えて発言してください。

○山下伸二委員長

今、急いだ理由については、池田部長のほうから4月からバスケットボールチームが使いたいと言ったのが3月末までに工事を急いだ理由だと。それだけですか。それ以外には理由はありませんか。

○池田総務部長

平成29年度予算ということと、先ほど申し上げました団体の利用に関することが理由でございます。

○山下伸二委員長

だから、平成29年度予算はわかるんですけども、平成29年度予算と言うと、また先ほど言われたように、明許繰越できたじゃないですかとなるわけですね。それは理由にならないんです、今、質問されているのは。要は、なぜ明許繰越をせずに、平成29年度予算で急がなければならなかったのかという理由については、プロバスケットボールチームが使うからという、理由はそれだけでいいですね。

○池田総務部長

そのとおりでございます。

○山下伸二委員長

理由はそれだけですから、それを皆さんが理解する、納得するか納得しないかです。

それで、12時になりました。きょう13時半から佐賀市表彰式が行われます。まだ審査のほうは続ける御希望はございますか。

○川原田委員

これで審査を打ち切って採決に入るということは、それは委員長の判断にお任せしますが、そうはいかないのかなと私は思いますけどね。

○山下伸二委員長

ちょっと委員の皆さんにお諮りします。

木曜日からずっと決算審査をやり直して、きょうは設計の工事図を出していただきまして、この件についていろいろ質疑をいただきました。その皆さんの説明が二転三転した分については確かにあります。修正された分もあります。ただ、質疑については、ほぼ出そろったかなというふうに思っています。しかしながら、やっぱりここで審査を終了して採決に入るのはちょっと難しいと思いますので、15時からもう一回委員会を再開します。委員会を行います。ただし、その委員会においては、平成29年度決算にかかわることかどうか、その判断を私のほうでさせていただいて、皆さんから質疑を受けますので、最終的に

ここはやっぱり最後に聞いておかなければいけないというの15時の再開までにそれぞれの委員の皆さんで整理していただいてよろしいでしょうか。特に時間の制限は設けませんけれども、時間もかなりたっております。あしたは議会運営委員会ですので、もしこの委員会がきょう終わらなければ、議会運営委員会等の変更も出てきますので、そういった方向で進めたいと思っていますので、15時……

○江頭委員

要は15時に執行部まで入れて再開するというのでいいですか。

○山下伸二委員長

そうです。再開します。よろしいですか。

○江頭委員

了解です。

○山下伸二委員長

それで、きょう富士支所と教育委員会には午前中に来ていただかなくていいということ待機はしてもらっていますけれども、午後からも同じメンバーでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、総務委員会、休憩いたします。

◎午後0時01分～午後3時00分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

休憩前の質疑につきましては、主に本日提出いただきました設計図の中身について質疑を行ってまいりました。ほぼ質疑は出尽くしたと思いますけど、まず、この件に限って何か。

○千綿委員

済みません、先ほど耐震設計を石橋建築事務所に委託されたという話がありましたが、これは富士小学校の流用額2,800万円の中に含まれているんですか、ちょっと確認です。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

工事費ではなくて、13節の委託料のほうで出しておりましたので、工事費の2,800万円で説明していたものの中には入っておりません。

○山下伸二委員長

済みません、17番の資料で。13節じゃなくて、もう一回——17番の資料でいいですよ。17番の資料のページ数を示して、どこに入っているかをお示してください。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

17番の資料の84ページ、85ページ、財産管理費の13節委託料の中に入っております。

○山下伸二委員長

ということは、目は8目の中ということですね。2款1項8目13節の委託料の中にこの耐震

の委託料が含まれているということですね。

○千綿委員

その委託料の金額と、その委託料を入れた富士小学校の体育館の改修に要した最終的な総額を教えてください。それも含めた。設計委託の金額とそれを含めた富士小学校の体育館の改修にかかった総額、全部の合計を教えてください。

○山下伸二委員長

13節の委託費の耐震診断の委託額と15節の工事請負額、この決算で合計を出してください。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

石橋建築事務所と交わした委託料をまず御説明しますと、287万7,120円をお支払いしております。工事費の2,801万5,200円と先ほど言いました委託料を合わせまして、合計で3,089万2,320円になります。

○千綿委員

今まで木曜日からずっと審査してきて、物すごく私は執行部の説明に不信感を持っています。というのが、2,800万円とずっと数字があったんですが、結局それを入れると3,000万円になるわけですね。これは大きな違いだと思うんですよ、正直。やっぱりそこはですね、法律上は目の中での流用は認められています。それはわかります。けれども、余りにも後出しが多過ぎて、全体像が見えなかったり、説明不足が多過ぎるし、言っていることが二転三転します。執行部と議会というのは、信頼関係があって初めて、成り立っていると私は思っています。本当にここまで二転三転すると、法律上の瑕疵がないというのはわかりませんが、本来、言っていることが二転三転するというのはあってはならないことだと思うんですね。正直、そうなったら、いっそのこと百条委員会をつくらうかという話になるわけですよ。信頼関係がないと。そこまでなってくるので、やっぱり後出しじゃなくて、最初に全体像を示して説明しなかったのが悪かったとかいうのは最初に言ってくれないと、本当に今後の審査に影響すると思います。これは意見として。

○山下伸二委員長

確かにこれだけ議論してきたわけですね。実際に幾らかかっているか、工事に幾らかかったかなんですけれども、それに附帯するものがあるんなら、これだけ審査している中ですから、やはり執行部のほうから自発的に、これがかかっておりますということについては説明していただかないと、それこそ私たちからは、この設計書を受けたにしても、耐震診断については別のところに委託しましたということが出てこない限り、私たちとしては質問のしようがないわけですね。そのところはぜひ千綿委員が言われたようによろしく願いしておきたいと思います。

きょう出された設計図の関係についてはよろしいですかね。

休憩前に申しあげましたとおり、ほぼやりとりについては、質疑については出尽くした

かなという感じはありますけれども、かなり長期間にわたって議論してきまして、整理しなくてはいけない部分についてはそれぞれの委員の皆さんで整理してきてくださいというお願いをしていましたので、最後にどうしても確認しておきたいという部分があれば、ぜひ委員の皆さんから発言をお願いしたいというふうに思いますけれども。

#### ○江頭委員

きょうは図面の話で、またいろいろ違いが出て、最後の金額、私も287万円がすっぱり今までこれだけ質疑の中で出てきていない。2,800万円という数字がひとり歩きしていて、今3,000万円になった。やはり不信感というものはあるんですね。それで、いろいろきょうまでやってきました。ずっと審議した中で、実際、私はこれは副市長にお答え願いたいと思います。今、こういう設計、それから起案の話がずっとありまして、実際バルナーズから依頼を受けて、そして、副市長は現地を見て、富士小学校の体育館を何とか改修すれば使えるんじゃないかということで、財産活用課副課長兼財産活用係長と施設営繕係長に指示したと。そして、要するにこの起案を起こしたのが財産活用課副課長兼財産活用係長ですよ。そして、市長に相談して、この流用の話をたまたまその市民会館の解体の不用額があったから、それを流用したいということで市長の部分をとったということですよ。

とにかくここでいつも言われるのが、とにかく急がなければいけない、そういうことでこの設計図も、本当にいまだかつて案件でなかったような設計図を起こして、本当はきちっとした、いろんな資料の中でもって起案も出して皆さんの承認も受けていかななくてはいけない部分をとにかく急いだということで、今、財産活用課副課長兼財産活用係長とか施設営繕係長の非常にまずい起案の作り方もバルナーズに関しては一切ない。設計に対しても、こんなずさんな状態になった。これは畑瀬副市長がこのバルナーズのことを指示してなくて、全然違う案件でも誰かほかの人がとにかく総務部にお願いして、これは財産活用課の中で、このお二人にこういう起案、こういう設計を上げたとしても、責任は上司である部長にあるんですよ。ありますよね、違うものでも。ましてや今回は副市長が指示している中において、こういう今までないような起案の上げ方だとか設計図の書き方とか、こういう今までの一連の流れの責任というのはやはり相当重いものがあると思うんですよ。副市長自身が指示しているんですから。時系列がどうだこうだじゃなく、きょうは最後ですから私も言わせてもらいたいんですけど、この点についての責任というのは、今、副市長はどういうふうにお考えなのか。全然指示しない案件でも、こんな状態だと、これは上司の責任ですよ。これは仕方ない。ましてや一番かかわり合った畑瀬副市長の指示でもってこういうことが現実として起こったということに対して、副市長、どういうお考えなのか、お答え願いたいと思います。

#### ○畑瀬副市長

午前中の話を聞いておりまして、やはり私の指示が職員に物すごいプレッシャーをかけているということを深く痛感しております。私自身は大変反省しておりますし、責任を感

じております。その責任は、市長のほうから私の責任についての——そこは、私の処遇については市長にお任せしたいと、こういうふうを考えております。

○山下伸二委員長

今の発言でよろしいですか。

○江頭委員

はい。

○山下伸二委員長

ほかに。

○富永委員

今回、流用ということで、目内流用なので、原則、議会への報告は必要ないということでは千綿委員もおっしゃっているとおりですけれども、きのう大久保課長のほうから決裁権者の規定については説明がありました。50万円以上、100万円以上、300万円以上。ただ、今回こうなったからには、今後の防止策として、そこでもある程度のルールづくりが必要なのではないかなというふうな気はするんですよね。また、今後幾ら以上が出たら議会に報告——今回、基本構想もあつたんですけれども、そこのルールづくりをしておかないと、それがまた起こるのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○池田総務部長

今回の件で再発防止策はとらねばいけないと思っていましたけれども、まだ詳しく検討もしていませんし、ルールづくりなのか、庁内への周知なのかというところは、審議の上で再発防止策は検討していきたいと思います。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

○重松委員

今回の体育館の改修工事の2,800万円の金額がどこに入っていますかということで質問したときに、決算に関する説明書の85ページの普通財産等管理経費1億4,000万円の中に入っていると。これは備考欄ですね。この備考欄というのはもう少しですよ、本題というか、根本となる数字をもう少し補足説明するための備考欄なんです。これは備考欄の用をなしていないわけですよ、金額的にかばっと。それで、次のページではちゃんと富士小学校跡地活用推進事業ということで100万円。100万円でもこうやって備考欄にきちんと明記してあるんです。これだけ見れば、完全にオブラートに包んだみたいな感じで、じゃ、もう少し詳しくはどこに載っていますかということでお尋ねしたら、主要施策の成果を求める説明書の中の21ページの……

○山下伸二委員長

19番の資料のですね。

○重松委員

この工事請負費の3,000万円の中に含まれていますということだったものですから、じゃ、何で詳しく説明しなかったんですかと言ったら、いや、質問がなかったからということでしたね。やっぱり決算審査というのは、予算の執行が適正に行われているかと、効率的に行われているかということ審査するわけですから、もう済んだことだから、わからないようにしていただかないかなというような考えで今までこられたのか、本当にそうとしかとれないんですよね。何で説明できないのかなと思うんですよ。質問があったら説明しようと思ったといっても、これだけの金額を一遍に出されても明細がわからないでしょう。ここにちゃんと、例えば、1億円のところにも富士小学校の体育館の改修工事と載っていれば、委員みんな質問しますよ。そしたら、問題なかったんですよ。隠し通したような形になっていますから、どっちにしろ、19番の資料に対してもですね、両方ともこれじゃ実際、全然載ってきていないですから。だから、そこが問題じゃなかったんですかね。そこら辺はどうお考えですか。

○山下伸二委員長

重松委員、その件については、きのうの質疑の中で、載せていなかったことについては特に隠すつもりはなかったけれども、重要な項目と思われるものから記載をしていって、説明についても重要と思われるものから決算の中で報告しましたと。しかしながら、委員のほうからは、いや、それはおかしいだろうという議論はずっとしてきて、そのことについては十分な説明がなかったということをきのう謝罪されていますし、先ほど富永委員の質問の中で、そういったものに対する再発防止策について今後努めていくということで、その辺については十分やりとりがなされているというふうに判断しますけれども、あえてそれでもまだ……

○重松委員

だから、備考欄の使い方とか、もう少し詳細に書いてもらわないと、これでは実際わからないですもん。

○山下伸二委員長

17ページの備考欄ですね、これは以前に比べると大分細かく書いていただいていると思います。ただ、ここには欄の制約があって、書ける分と書けない分があるのは十分わかります。ただ、先ほど重松委員が言われたように、ここに書ける分は十分書く、そして、謝罪はされましたけれども、本来は19番の資料の中に書いておくべきだった。そのことについては昨日も謝罪されまして、今後そういったことがないように再発防止に努めると、そういった答弁をいただいていますので、このことについては、後ほどまとめの中で委員会としてどのような方策を求めていくのか、その点については後ほど委員間で協議したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これもちまして平成29年度の決算審査を終了いたします。

執行部の皆様は退席をいただいて結構でございます。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。

議事次第でいきますと、この後、まとめと採決ということになりますけれども、このまままとめ・採決に入ってもよろしいですか。休憩をとりますか。

○江頭委員

これは要するに採択か不採択か、一度ちょっと、きょう、かなりうちのメンバーも傍聴に来て、一応話を聞いてきたいというふうに思いますけれども。

○山下伸二委員長

休憩の動議が出ていますけど、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

今、休憩の申し出がありました江頭委員、どうでしょうか。16時ぐらいでいいですか。

○江頭委員

十分です。

○山下伸二委員長

じゃ、16時に再開いたしますけれども、皆さんに昨日、委員研究会の開催についてお諮りしておりましたけれども、1つですね、佐賀市人権教育啓発基本方針の改定、これがパブリックコメントにかけられるということで委員研究会の申し出があっておりましたが、基本的に今までパブリックコメントをかける場合は議会として説明を受けていましたけれども、当然、資料をいただいたということで説明を受けたということでも大丈夫です、皆さんが御理解いただければ。ただ、どうしてもこの点については、特にパブリックコメントにかかってくるので、執行部を呼んで説明を聞く必要があるかどうか、そのことも含めて休憩中に、16時の再開までに会派の中で確認しておいてください。特に必要なければ必要ないで結構です。

それでは、休憩いたします。

◎午後3時18分～午後4時00分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、ただいまから総務委員会を再開いたします。

皆様にお諮りいたします。

まず、決算議案の認定について採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしとのことですので、決算議案の認定について採決を行います。

まず、お伺いいたします。当委員会に付託された決算議案について反対の意見はございますか。

○千綿委員

木曜日からいろいろ議論させていただきましたが、法律上の瑕疵があるとは思いません。目の流用なんです。ただ、今まで執行部側が議会に提示してきた、善意でやられていた説明というのが欠けていたということもあって、信頼関係が著しく損なわれたと私は感じております。

なおかつ、審査の中での資料並びに説明が二転三転したことも含めて、やはりこれは到底審査に値しないと私は思いますので、認定することができません。

○山下伸二委員長

ほかに反対意見はございませんか。

○江頭委員

この改修に当たって、小さいことからいくと、いまだかつて耐震工事なるものをこういう維持管理費的な部分の目でやることはあり得ない。これは法的にどうかと言われると、そこまでは調べていませんけれども、こういう耐震工事をまず目の流用のような形で行うということはありません。

それから、目的があって改修するわけなんです。その目的が、ここ何日間に及ぶ審議の中で、起案に記載されている部分と全くかけ離れた趣旨でもって、改修する目的が全然違う——全然というより、本来、この目的を記載するべきものがこの起案書に上がっていないということも非常に珍しいというより、あり得ないではないかと。そして、この3,000万円近いものを執行するにおいて、3カ月という非常に短い期間の中に緊急性を要するという形でいろんな説明はあったんですけど、私たちに緊急性というのがわからない。ここは全く理解できない。そういうような使い方をされることにおいて私は、まだいろいろ理由はありますけれども、これは認定するのは考えられないという意見が会派の中でも多かったです。

○川原田委員

今、千綿委員、それから江頭委員が言われたのと重複する部分が多々あろうかと思えますけれども、この期間中、議会側は真剣に議論している中で、やはり答弁が二転三転するし、事実なのか、虚偽なのか、その辺もこちらとしては非常に疑わしい部分があるということで、端的に申し上げまして、これは認定するに値しないということで会派の中も一致いたしました。以上です。

○野中宣明委員

私どもも、今、例が挙がりましたように、耐震工事に関しての持っていく方というか、予算のつけ方というところがやっぱりレアなケースであったと。維持管理ではなく、やはりこれは新規とか、きちっと定めた形でやらないとふさわしくないということと、また、

流用は法的に問題ないということをおっしゃられるんですけど、やはり軽微な額ということでの、何ですかね、一般的なそういう捉え方をされている中で、じゃ、それが2,800万円、きょう新たに3,000万円を超えたんですけども、これが軽微なのかというところで、担当の課長も軽微とは思わないというような答弁もあっておりましたし、私どももそこは納得できない部分でございます。

それと、これも先ほど挙がっておりまして、やっぱり緊急性ということをしごく最初から言われるんですけど、この緊急性の意味がやはり私たちは理解に苦しむ——私どもは理解に苦しませて、ここもよくわからない点でございます。

それと最後に、文書のあり方、図面であったり、いろんな資料であったり、これが物すごくずさんである。そして、管理に関してもずさんである。まず、役所の公文書の捉え方、意識といったものが物すごくやはり低いのではないかというところで、まだ私たちも理由はいろいろあるんですけども、あえて挙げれば、そういったところがポイントとなりまして、結果的に認定はできません。

#### ○富永委員

私どもの会派でも、まず、議会と執行部というのは信頼関係が大前提だと考えます。そういった中で、それをもってから執行部のほうには事業を進めてもらわなければなりませんし、今回、先週から議論を進めていく中で、特に、きのうきょうと発言が二転三転する中で、とてもこれはずさんと言わざるを得ません。今回のそういった議会に報告しなかったというやり方に関してはやはり疑義が残りますし、認定できるものではありません。

#### ○重松委員

先ほどうちの会派のことは江頭委員が言いましたが、補足という形で、1つは、やっぱり緊急性。常に緊急性、緊急性、急ぐということで、2,800万円の使い方にしても、まず、発注の仕方ですね、随契でされています。これは普通は一般競争入札なんですね。要するに緊急性、緊急、随契というのは、例えば、道路が陥没したとか、裏山が土砂崩れしたとか、緊急を要する場です。これは3年間もほったらかしておいて、何が随契ですか。これは一般競争入札ですよ。そうしないと、一般競争入札すれば、よそに情報が漏れてしまうでしょう。だから、地元だけで随契でしたと思うんですよ。そういったことも疑わしさがあるんですね。だから、うちの会派としては認定しないという形になりました。

#### ○山下伸二委員長

全委員の皆さんから反対についての意見がございました。

それでは、ただいま皆さんから反対意見をいただきましたので、ただいまから第81号議案について、挙手により採決を行いたいと思います。

なお、挙手されない場合は反対として取り扱いいたします。

お諮りいたします。第81号議案について認定すべきものとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者なし)

賛成なしと認めます。よって、第81号議案は認定すべきものではないと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された決算議案の採択を終了いたしました。

次に、附帯決議ですけれども、今、認定しないとなりました。認定しない場合は附帯決議はつきませんので、皆さんからいただいた意見の取り扱いについては、委員長報告の中に盛り込むこととなりますが、後ほど採決の後に委員長報告に対する御意見をいただきたいというふうに思います。

○千綿委員

委員長報告でもいいんですが、通常、認定した場合は附帯決議を議会としてするんですが、僕は12月議会でも、逆に委員会として決議すれば、それは意見として通るわけですから、全体の意見ではなく、議会の意見としてではなくても、委員会の意見でもつけれると思いますので、私はできれば委員長報告の中で言っても、結局、答えは返ってこないわけですよ。だから、12月議会でもう一回附帯決議をつけようとした案件について、委員会で決議して執行部に送ったほうが答えは返ってくるのかなと思います。

○山下伸二委員長

そこら辺についても後ほどお諮りしようと思っていたんですけれども、附帯決議は本会議場に提出して、皆さんで採択して、議長から市長のほうに手渡しして、その対処法について返答をいただきます。ただ、今回はペーパーがありませんので、そういったことにならないんですが、委員長報告の中で最後に、委員のやりとりだけではなくて、委員会全体の総意としてこれは認定できないということを明記して、そのことをもって議長に申し入れして、議長から附帯決議と同じような取り扱いで市長に持って行っていただくようにやりたいというふうには考えていますので、その辺も後ほどまたお諮りしたいと思いますので、済みません。

それでは次に、決算議案以外の審査について採決を行います。

まず、お伺いいたします。当委員会に付託された決算議案以外の議案について反対意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

反対意見がないようですので、一括して簡易採決を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしとのことですので、一括して簡易採決を行います。

お諮りいたします。当委員会に付託された第90号議案、第94号議案、第105号議案について、原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案について原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された決算議案以外の議案の採決を終了いたしました。

次に、決算以外の議案審査に関する本会議での委員長報告についてはいかがいたしましょうか。

(「一任します」と呼ぶ者あり)

○野中宣明委員

富士小学校跡地の7億5,000万円の件でたしか——ちょっと済みません、資料を忘れてきたんですが……

○山下伸二委員長

済みません、ちょっと言い忘れました。

委員長報告なんですけれども、大枠でいいますと、まず、決算審査の報告をいたします。その後、決算以外の審査を報告します。決算以外の審査をする中で、今回の補正予算、条例に関して、決算で報告がなかった分があったので、改めて決算のやり直しを行ったという報告をすることになると思います。したがって、決算以外で、先ほどありました第90号と94号ですね、これは補正予算と基金の条例なんですけれども、ここの審査においてこういった疑義が生じたということについては委員長報告で言わないと、委員長報告のつじつまが合いませんので、そこについては……

○野中宣明委員

そしたら、たしか言っていますもんね。そこをちょっと整理していただいていいですか。委員長にお任せしますけど。

○山下伸二委員長

もちろんそこで疑義が生じて確認していく中で、決算で、実は平成29年度の中で予算が執行されていたということが明らかになったことを口頭で補足しなければいけないので、その分については、口頭報告を決算以外のところは入れたいというふうに思いますので、もう少し具体的に後ほどまた調整させていただきます。

○野中宣明委員

済みません、よろしく申し上げます。

○山下伸二委員長

それと、今から皆さんに附帯決議を行うことを前提に、附帯決議に至った理由・背景と附帯決議の案を準備しておりました。きのう委員の皆さんには富士小学校に行くバスの中でいただいたんですけれども、きょうですね、先ほどの反対意見の中にもあったように、公文書の保管と書類の不備、そういったものが見受けられましたので、きのうの2項目に加えて、3番目の理由・背景と附帯決議案の文案として、こちらのほうで休憩中に準備し

ておりました。上の2つについては、昨日お示ししておりましたけれども、3番目について、事務局のほうから読み上げてもらいますので、確認をお願いしたいというふうに思います。

◎職員朗読

○山下伸二委員長

こういった文面で整理させていただいております。

これは文面を出しませんので、附帯決議がないので。ただ、こういったことを、先ほど言いましたように、委員長報告の中で、委員会の皆さんのやりとりは、あくまでも委員の皆さんのやりとりですから、それまでなんですけれども、委員会の総意としてこういったことを確認したというふうにすれば委員長報告としても非常に重くなります。それをもって議長に何らかの対応を求めていくということが出来ますので、そういった委員長報告にさせていただきたいと思っておりますので。

それと、今回の決算のやり直しについては、長時間にわたってずっと委員と執行部とのやりとりがありました。これを今までどおりの委員長報告にしますと、とてつもない時間になります。したがって、こういった説明を求めたけれども、なかなか出てこなかったとか、ポイントを絞りながら、二転三転したというのを簡潔にまとめて、認定しないけれども、こういったことを委員会の総意として確認したというふうにさせていただきたいと思っております。余り長くすると、またわけがわからなくなりますので、その辺はぜひ正副委員長のほうに御一任いただければと思っておりますので。

○千綿委員

うちの委員会だけでなく、ほかの委員会も付託議案を議論しているわけですね。やっぱり同じように統一をしたほうがいいと思うんですよ。例えば、ほかのところも附帯決議を議論していたと思うので、ほかの委員会はどうするのかと。うちだけ議長に申し入れるのかという話になるから、多分、附帯決議は皆さん合意の中でやられていると思うので、同じような取り扱いをされるのかどうか、ちょっとそこは。

○山下伸二委員長

ちょっと取り扱い上はまだ確認していないんですけれども、話をしている中では、ほかの委員会の附帯決議と同等の重みで扱っていただけるように、この委員会としての総意を議長のほうから伝えていただくという方向で今調整させていただいておりますので、その辺についても正副委員長と事務局のほうで——何か補足がありますか。

○議会事務局議会総務課参事兼副課長兼議事係長

ほかの3常任委員会につきましては採決を終わらせて、附帯決議という形で意見がついております。これは本会議場に審査報告書に添付して出されるものでございますので、各委員会からそういう意見がついたという形で議長のほうからこれまで——本会議での議決は伴いませんけれども、その対処について求めていくというやり方はできるかと思っておりますので、そういうところを今後、議長とまた相談しまして、各委員長の御意向がそうで

あれば、議長とまた話をされて、手法をまた御検討いただければというふうに思っております。

○山下伸二委員長

今、手続についてはお話しいただいたんですけども、ほかの3常任委員会は附帯決議が採択されています。今回は決算を認定しないという大変重い判断を総務委員会としてしておりますので、同等とか、それより重みのあるような対処をしていただけるようなことは考えていきたいというふうに思いますので、その辺についても正副委員長のほうに御一任いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○千綿委員

これがもし本会議で認定しないということが決定したときには、地方自治法第203条第7項の中には、執行部はそれに対応しなければいけないと。不認定になった理由に対しての対応策並びにそれを公表するとなっているんですが、それをどういった形でやるのかということの確認はいつかされるときがあるのかどうか、ちょっとそのことだけ事務局にお尋ねしたいんですが。

○山下伸二委員長

ちょっと総務委員会では答えられないので……

○千綿委員

やり方とか何かあるのか。

○山下伸二委員長

もし仮に第81号が本会議でも認定しないとなった場合に、ほかの3常任委員会の附帯決議の取り扱いとか、地方自治法に基づく対処方針を求めていく、そういった手続はどうなりますか。

○千綿委員

執行部が自分で考えると。

○山下伸二委員長

何か申し出をしなければいけないとか、そのことを受けとめて執行部が自主的にする……

○花田議会事務局副局長兼議会総務課長

今の本会議で仮に否決されたことを前提にというお話ですかね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

そしたらまず、本会議で仮に決算議案のほうの不認定となった場合、委員長報告が4分の1ずつ付託議案についてありますよね。総務委員会以外も。そこには委員会としての附帯決議が出されます。委員会の附帯決議は可決されているという状況で上がってきます。総務委員会は仮に不認定として、不認定を理由に、全体が不認定になったということであれば、通常やっている各常任委員会から本会議に上げている附帯決議、これについては議案

認定に際する附帯決議ですから、採決した結果、不認定となったので、決議案を提出されていますが、これは採決の対象外と当然なりますということで、そこで消えます。でも、各常任委員会で決定した附帯決議、常任委員会レベルでは決定しているということになります。それをどうするのか。これまでどおり決算議案の附帯決議に準じて、まとめて出すのか、それとも、執行部におおのの所管の部長なりにこういった附帯決議があったというのは文書で当然、審査報告で行きますので。ただ、回答を付していないので、どうされるのかはわかりません。ただ、議会としての意思ではないので、常任委員会ですので、それを取りまとめてやる方法もあるでしょうし、審査報告という形で附帯決議だけ送る方法もあって、委員会を開催されるときに対処方針を口頭で求める方法もありますし、それは今後の御協議であるので、どうすればいいとかいうことではなくて、そういった選択肢がいろいろ取り扱いとしてはあるということです。

○山下伸二委員長

地方自治法に基づいて認定されなかった場合、執行部はその対処方針を示さなければならない、それをどうやって求めていくのかという、そのこの手続。

○花田議会事務局副局長兼議会総務課長

済みません、2つ質問があって、1つは不認定になった場合ですね、これが昨年、自治法の条文が追加されまして、不認定に至る理由とか、対応が必要であるものとかについて対処方針等を策定とか、こういった対応方針を決めた場合については、やはり議会の認定、不認定という重みを受けとめて、自治法の中で、速やかに議会に報告し、かつ公表すべしということになっています。ただ、そのやり方とか、どういったことについてどういう書き方をしなさいというのは特別なので、ただ、自治法で縛りがありますので、何かしらの、当然、自治法の規定に基づいて議会のほうに事前にこういったのでどうでしょうかというやり方もあるでしょうし、決まったやつが急にぼんとくる場合もあるでしょうし、そこには今までの流れからいくと、文書が議会に出ますので、その説明というのは当然されるんではないかと思われま。

○山下伸二委員長

ほかに何か御意見はございませんか。

○川原田委員

今回、この総務委員会は異例の長さで議論してきたわけですがけれども、やはり相当の禍根を残しているということで、私どもの会派の中では、認定、不認定の議論をあわせまして、これは今後の再発防止、また、流用関係の明確化をきちっとやっていく必要があるんじゃないかということで、委員会として、これを所管事務調査として残してほしいと。しっかりと調査してほしいというふうなことで私どもの会派のほうは全員一致で決まったところで、委員会の中で提案してくれないかということでございますので、この件に端を

発して、きちっとそういうふうな流れの中、特に、流用の問題等についてを整理していく必要があるのではないかとということで、所管事務調査として残していただければということで御提案申し上げたいと思います。

○山下伸二委員長

ほかに何か御意見ございませんか。

○千綿委員

これは富永委員も執行部に対して言われたという部分もあって、私も賛成でございますし、できればですね、今回予定されていた研究会も数多くて、というのが、結局説明しておかないと聞いていないと言われるのが怖いという部分があって、基準がないわけですね。目の流用については法律上は義務はないわけですが、ただ、やっぱり審議の部分でルールづくりというのは必要だと思うので、私は川原田委員が言われたのは賛成ですし、なおかつもっと言えば、研究会についても基準が部長によってまちまちだと思うんですよ。例えば、どういった部分で研究会をやるんだと。余りにもやり過ぎると事前審査になってしまいますので、どうせ議案として上がってくるという部分を踏まえて考えると、やっぱりその基準づくりも必要じゃないかなということなんで、そこも含めてルールづくりということで所管事務調査に加えたほうがいいんじゃないかなと私は思いますが。

○江頭委員

今回上がった目の流用に関する所管事務調査なんですか。

○川原田委員

ちょっと短時間で話したところで、細かい部分まではしてありませんけれども、結局、今回議論する中でいろんな部分がかんたん出てきて、くるくる回っていると。そういうところをやはりきちっと整理していく必要があるのではないかと。だから、この件に関してどうこうという所管事務調査ではなくて、やっぱり今後のあり方として、そして、再発防止のためにもその辺をきちっと整理しておく必要があるのではないかとということで、うちの会派としては所管事務調査としてもうちょっと総務委員会できちっとやってくれんかというふうな話になったもんですから御提案しているわけですけども。

だから、やり方として、どういうふうにやっていくのかと皆さんと協議していかないと先が見えてこないというふうに思いますけれども、ただ、このままこの件に関してするっと流してしまうのはいかなんかということで提案しているところでございます。

○山下伸二委員長

ちょっと事務局にお尋ねします。

今、川原田委員と千綿委員から提案があったのは、富士小学校跡地の整備ではなくて、今回こういう混乱に至った執行部から説明がなかったこと、目内で流用したことについても説明がなかったこと、そういったことについて所管事務調査を行ってはどうかということなんですけれども、富士小学校跡地であれば地域振興部の所管ですから、総務委員会

所管事務調査に当たると思うんですけども、全体のところを総務委員会の所管事務調査とすることは可能ですか。

○花田議会事務局副局長兼議会総務課長

この件については委員長おっしゃるとおりで、委員会条例の中で、委員会の所管事務というのは執行部の部署で決めております。富士小学校の跡地のことになれば、当然、総務委員会の所管、その手続のあり方であるとか、そういったものの御協議については所管事務調査で一向に構いませんが、議会全体、各常任委員会全てに及びますので、もし御議論するのであれば、例えば、全協であるとか、議会運営委員会とか、全体を横断した中で意見を取りまとめられて決定を下すというのが通常の筋かと思っております。

○野中宣明委員

所管事務調査といいますと、私どももやる分には問題ないと、やったほうがいいと思っております。今回議論した分でまだ不明確な部分というのがありますので、まず、この富士小学校跡地問題に関しての所管事務調査ということで、その中から課題点等も、先ほど私が言いましたように、公文書の書類のあり方とか、そういったものもありましたし、また、富永委員もきょう最後に質問されたように、結局、再発防止策を執行部に求めたとしても、向こうが考えてくるというより、逆に、こういったことできちっとという提起を議会側から示していかないと、なかなか議会側と執行部側とのマッチングというか、上がってこないと思うので、まず、やるのは富士小学校跡地問題の所管事務調査という形でいかないといけないので、課題点はやはり委員会で整理していく必要があると思うんですけども。

○山下伸二委員長

その中で、どこまで目内の流用に対する議会の説明とか、そういったことが委員会として取りまとめができるか、ちょっとまだやってみないとわかりませんが、所管事務調査ということであれば、富士小学校跡地の整備について、まずは所管事務調査を行って、その中で、今回の決算審査についても、出てきたさまざまな疑義についても委員会として研究の中でやっていくということは可能だと思いますので、そういった方向で所管事務調査をしてほしいという提起があつてはいますけれども、その方向で進めてよろしいでしょうか。よろしいですか。

これは、しますというのをここで確認するのか、それとも、後でまた正副委員長で確認して、皆さんにこの委員会を開きますという通知を出すという形でいいんですかね。

○花田議会事務局副局長兼議会総務課長

所管事務調査をするのであれば、まず委員会で合議をとっていただくということが1つです。合議をとる部分については、この委員会でなくても、極端な話、来月であっても、委員会を開いていただいて、目的とか所管事務調査の範囲であるとか、いつぐらいの時期まででそれをするのかということで、今までの所管事務調査も各委員会そういった流れで開催されておりますので、ある意味、今回の採決と分けて考えられて結構かと。

○山下伸二委員長

それでは、そういう意見が出ております。きょう所管事務調査を行うかどうかについての皆さんの合意を得ることについては、今、提案されましたので、ちょっと無理だと思いますので、改めて委員会の日程を調整して皆様にまた委員会として御参集いただく、もしくはちょっと時間がかかるようであれば、次の12月定例会のときとか、そういうときに委員会としての方向性を確認したいと思いますので、それまでに、今、富士小学校跡地の件について所管事務調査を行うということについて皆さん方向性をいただきましたので、もう一回会派の中で、ちょっと時間がありますので、どういったことを所管事務調査を行いたいのか、会派内でまた調整をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように取り扱いをいたします。

次に、各常任委員会から本会議に出される附帯決議案につきましては、あす3日にタブレットに掲載されます。これらの附帯決議案は最終日の本会議において採決されますので、ほかの委員会分については内容を把握された上で採決に臨んでいただきますようお願いいたします。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。

本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議あり。何の件ですかね。

○江頭委員

今、ずらずらと言われたところの、本会議でほかの委員会の附帯決議の採決と言ったでしょう。

○山下伸二委員長

ですから、先ほど飛ばしましたけれども、認定された場合は採決になります。認定されなければ採決の項目から外れます。ただ、ほかの3常任委員会は採決される可能性があります。ですから……

(「不認定になった場合が——いんにゃ、認定になった場合が……」と呼ぶ者あり)

認定になった場合は採決されますので、目を通しておいってくださいということでございますので。

(「済みません、ごちゃごちゃなった」と呼ぶ者あり)

済みません、私が早口ではしりましたので、済みませんでした。

それでは、御異議ないようでございますので、字句、数字の整理につきましては委員長に委任することに決定いたします。

それでは、以上をもちまして総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。